

令和2年5月8日

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う施設取消に係る特別対応期間延長について

4月7日に公示された緊急事態宣言の期間が、5月4日の発表において5月31日まで延長となったことを受け、5月6日までとしていた施設利用取消の特別対応期間を、5月31日まで延長いたします。

### 記

- 対象期間 令和2年5月7日(火)～5月31日(水)
- 対象 上記期間の情報交流センターBig・Uのすべての施設利用
- 対応 キャンセル料金を無料とする

※利用予定前日までに施設使用取消申請書を提出いただいた場合のみ対応いたします。

※通常の取消対応を行っていた5月7日から5月31日までの施設利用に対しても、公平性を鑑み、キャンセル料金を無料とし、徴収したキャンセル料金の還付を行います。

※期間中に緊急事態宣言が解除された場合、解除以降のキャンセルについては、通常のキャンセル料金規定の通りの対応となります。

以上

お問い合わせ先

和歌山県立情報交流センターBig・U 指定管理者 貸館担当者 TEL 0739-26-4111